

第一章

第二章

第三章

第四章

第五章

# 第三章

## 施策の方向

## 第三章 施策の方向

### 第一節 自然を大切にするまち

#### 1 緑

##### 現　況

市は、現在でも貴重な山林等を保有しており、市街地を取り囲むように残された披露山、大崎、桜山大山、神武寺周辺等の緑地が、市民生活に潤いと安らぎを与えてています。

また、83箇所、50ヘクタールを超える公園等<sup>\*1</sup>が市内に点在し、緑地と併せて良好な自然環境の保全に寄与しており、新たな公園として、池子住宅地区及び海軍補助施設の一部に、2014年（平成26年）11月に都市公園を設置しました。

一方、民有地の緑地に目を向けると、近年では、土地利用が難しく、残された斜面緑地を利用した宅地開発も進み、市街化区域内の緑地は、減少の傾向にあります。

これまでも「逗子市緑の基本計画」に基づき、樹林の保存を支援する制度等を運用してきましたが、土地の相続費用や維持管理の負担などから緑地を手放す地権者も存在します。

##### 課　題

市では、今後とも適切に公園等を維持管理していくため、老朽化した公園施設の改修や計画的な更新、修繕による公園施設の長寿命化に取り組む必要があります。

また、専門的な知識、技術を必要とする維持管理を市が担い、日常的な維持管理には、地域住民の協力を得るなど、市と市民の協働による維持管理を拡大する必要があります。

そして、民有地の緑地を保全する手段としては、地権者の負担とならずに、緑地を保全していくことができるよう法制度も含めた検討が課題となります。

##### 施策の方向

- 「逗子市緑の基本計画」に基づき、各種施策に取り組む（緑政課）
  - ・都市公園<sup>\*1</sup>や市所有の緑地等を適切に維持管理し、緑の保全に努める（緑政課）
  - ・公園、緑地の維持管理を市民等と協働する里親制度<sup>\*2</sup>を促進するとともに、市民が緑地等に愛着を持てるよう自然観察活動等を支援し、意識啓発を図る（緑政課）
  - ・都市計画手法による地域制緑地を適切に運用し、また、民有緑地の更なる保全に向け、地権者の負担も軽減するよう、制度を整備する（緑政課）
  - ・適切に開発指導を行い、法令に基づく公園・緑地の設置を指導します。（まちづくり課・緑政課）

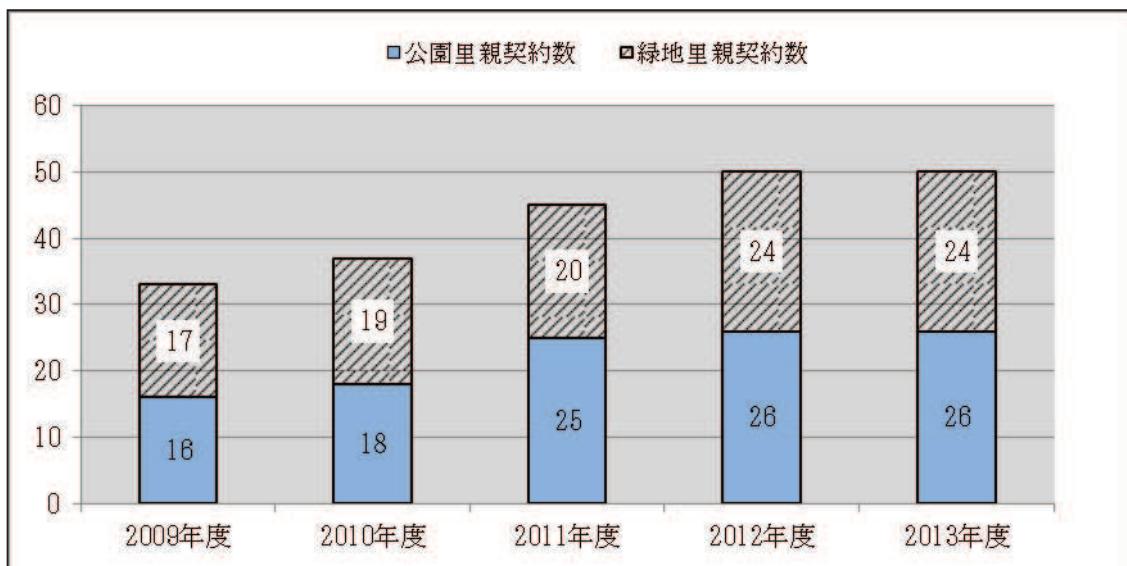
## &lt;市内の公園の現況&gt;

種別	個所数	面積 (m <sup>2</sup> )	住民一人当たり面積 (m <sup>2</sup> )
大規模な公園 (地区公園・近隣公園・特殊公園)	6	210,047	3.49
小規模な公園 (街区公園)	71	100,943	1.68
まとまった面積を持つ樹林地 (都市林、都市緑地等)	6	196,642	3.27
合計	83	507,632	8.44

\*2014年（平成26年）3月31日現在

## &lt;公園・緑地里親制度契約箇所数推移&gt;

(単位：件)



\*各年度とも、年度末（3月31日）時点での累計契約箇所数

## ◎用語解説◎

## \*1 都市公園

地方公共団体又は国が都市環境の改善、都市の防災性の向上等に寄与するために設置する公園又は緑地のことです。その規模、役割に応じて、街区公園、地区公園、都市林等に種別されます。

## \*2 里親制度

市民と市が協働で公共施設の維持管理を進める制度です。

公園や緑地など、公共の場を「養子」にみたて、市民がボランティアとして里親になり「養子」である公園や緑地の美化・維持管理を自主的・主体的に行い、市がこれを支援するものです。

## 2 水辺（河川・海）

### 現　況

市内の河川は、田越川水系、森戸川水系、小坪川水系から構成されており、なかでも田越川は、森の源流から市内の中心を貫く逗子市の象徴的な河川であり、これに池子川と久木川が合流して逗子湾に注いでいます。

逗子湾では、漁港から自然の海岸線まで様々な海の要素を楽しむことができます。

逗子海岸は、遠浅で波静かなことから、古くから海水浴場として親しまれ、市内外から多くの人々が訪れています。

隣接する小坪湾には漁港があり、地域にとっての経済産業の場でもあります。

### 課　題

市は、良好な水質を保つように努めていくため、下水道のさらなる分流化や老朽化した施設の計画的な修繕・更新等により、河川環境への影響に配慮した適切な下水道政策にも引き続き取り組んでいく必要があります。

また、安全性や機能性に十分配慮しつつ親水施設としての整備にも取り組んでいきます。

市民による河川管理用通路の清掃活動や、市との協働による田越川一斎清掃等、市民参加による河川の維持管理活動についても、引き続き取り組んでいく必要があります。

田越川の管理については、県と役割分担をしながら情報を共有し、より一層連携を深めていくとともに、市の河川管理者として、今後とも関係機関や市民と協力して水と親しむ空間、生活に潤いと安らぎを与える空間としての水辺環境の保全と整備を図ります。

近年では、海浜部の狭小化、一部観光客のマナーの低下、水生生物や海藻類等にとっての生息・生育場所としての水域環境の保全等、海岸にはさまざまな課題を抱えています。

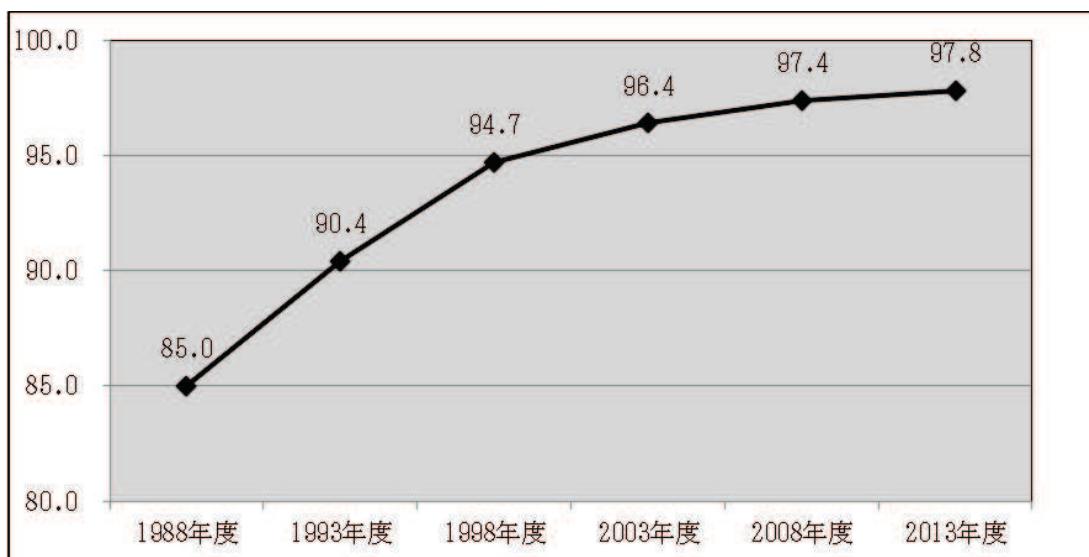
今後におきましても、だれもが楽しめるファミリービーチとしての逗子海岸を継承していくために、国、県、海岸営業協同組合等の関係機関や市民と協力して取り組むとともに、市民生活、自然環境、観光、産業のバランスをとって施策に取り組んでいくことが必要です。

これらの森の源流から海へと連なる水のネットワークにあるそれぞれの水辺空間を今後も保全するとともに、このネットワークを市民の生活環境と有機的に連携させていくことが必要です。

### 施策の方向

- 安全で、生態系に配慮した、だれもが河川に親しむことができる整備を進める（河川下水道課）
- 公共下水道への接続及び分流化を促進する（河川下水道課）
- だれもが楽しめるファミリービーチとしての逗子海岸を次世代に引き渡していくため、関係機関、市民と協力して、美化活動や適切な海岸利用に取り組む（経済観光課）
- 関係機関と協力して、砂浜の形状保全や、水質の保全に努める（経済観光課）

<水洗化率推移> (単位 : %)



<田越川一斉清掃>

年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
参加人数 (人)	50	中止 (悪天候)	360	700
収集ごみ量 (kg)	1,120	—	1,100	3,125

\* 田越川の里親団体が中心となって、年に 1 回、上流から下流まで同日に清掃を実施しています

<ビーチクリーン隊による海岸一斉清掃>

年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
実施回数 (回)	9	12	9	9	9
参加人数 (人)	1,170	2,030	1,400	1,440	2,020
収集ごみ量 (kg)	765	1,470	990	910	2,070

\* 海岸の美化に努めるため、逗子ビーチクリーン隊が中心となって毎月 1 回（毎月第 1 曜日）逗子海岸の清掃を行っています。天候不良等により回数が増減しています

### 3 動植物（生物多様性）

#### 現　況

市街地を取り巻く縁辺部には、現在もなお良好な自然が残っており、様々な野生動植物が生息しています。

しかし、山、川、海に生きる生物の生息・生育地の分断化が進めば、生物の集団同士のつながりも希薄になってしまいます。

また、生物多様性を評価するためには、継続的なモニタリング調査が必要ですが、逗子市については、データの蓄積も少なく、特定の野生生物の生息実態を除き、正確な状況は未だ分かっていません。

#### 課　題

公園、河川等について個別に整備する際に生物多様性に配慮するだけでなく、市全体の生物の生息・生育の拠点となる山、川、海を結び、自然のサイクルを保全、再生して行くことが必要であり、これらの自然をつなげることで、市民がそれぞれの自然環境における多様な生態系に触れ、学ぶこともできます。

また、市本来の生物多様性を維持していくため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく取り組みを引き続き実施していくことが必要です。

また、環境省が実施する自然環境保全基礎調査や県のレッドデータブックなどの既往の調査・研究資料等を有効活用するとともに、動植物の生息地は、近隣自治体をまたぐものであることから、関係機関等との連携を図っていくことが必要です。

#### 施策の方向

- 生態系の多様性に配慮した緑地や河川の整備、管理を進める（緑政課、河川下水道課）
- 逗子市内の山、海、川、史跡等を回廊として結ぶ自然の回廊プロジェクト\*を推進する（経済観光課）
- 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生動物の保護に関する啓発、特定外来生物の捕獲等に取り組む。また、県や近隣自治体等と緊密に情報を共有し、実態の把握に努める（生活安全課）
- 「ずしお環境会議」等の実施する自然観察会活動への支援など地域における市民団体との協働や、市内学校、幼稚園、保育園等の関係機関との連携を深め、動植物とふれあう地域教育を推進する（環境管理課）

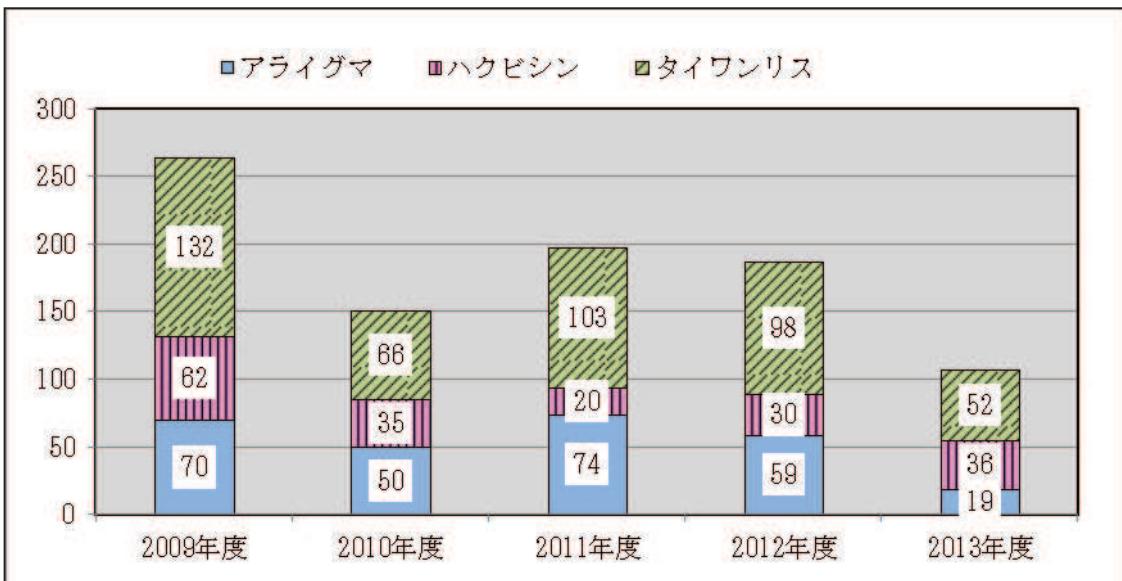
◎用語集◎

\* 自然の回廊プロジェクト

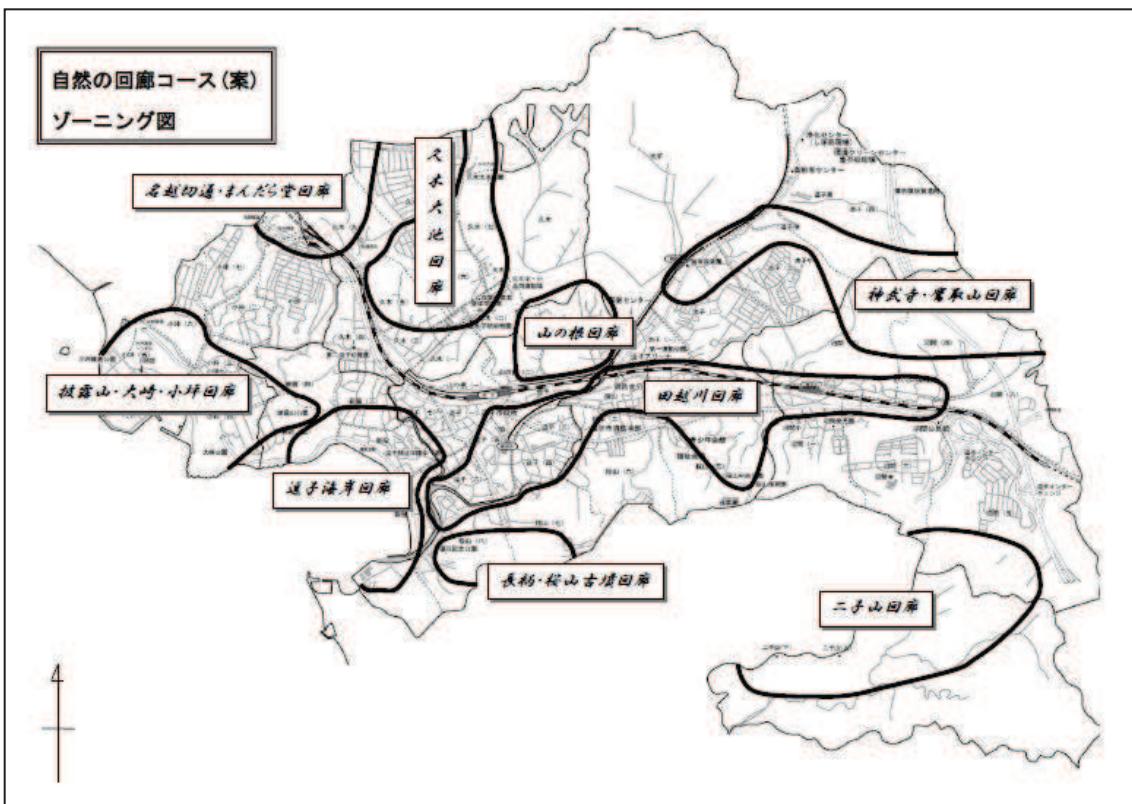
市全域を一つの大きな「自然の回廊」（回廊：建物や中庭などを屈折して取り囲むように造られた歩廊）と見立て、自然と人が調和し、回遊性と活力のあるまちづくりを図るもので

## &lt;特定外来生物捕獲件数&gt;

(単位:頭)



## &lt;自然の回廊コース(案)ゾーニング図&gt;



## 第二節 廃棄物による環境負荷の少ないまち

### 1 発生・排出抑制～リデュース、リユース～

#### 現　況

市の最終処分場は、残余容量が逼迫しています。2011年度（平成23年度）～2012年度（平成24年度）に静圧密工法による転圧工事を実施し、延命化を図りましたが、工事実施後も従前の埋立て量のままでは、数年で計画容量に達してしまうため、ごみを排出しない「ゼロ・ウェイスト社会」の実現を目指し、廃棄物の減量化・資源化と適正処理に取り組んでいます。

これまで、分別収集品目の拡大と収集回数の変更によるごみの減量化・資源化を進めてきたほか、廃棄物減量等推進員制度、紙布類の集団資源回収奨励金制度、生ごみ処理容器等購入費助成事業、大型生ごみ処理機設置助成事業、市民活動への支援など、様々なごみの減量化・資源化のための取組みを進めてきました。

近年では、資源物の拠点回収、植木剪定枝の一部資源化、事業系ごみ処理の見直し、焼却残さやガラスくずの資源化、協働事業提案制度による市民協働の取組みなど、新たな施策を展開しています。

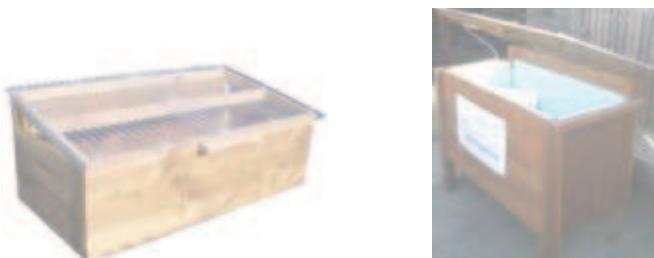
また、2015年（平成27年）10月には家庭ごみ処理の有料化を実施します。

#### 課　題

最終処分量の減量と環境負荷の低減のため、更なるごみの減量化・資源化を一刻も早く進めることが喫緊の課題です。

廃棄物は、いったん発生、排出すると、資源としてリサイクルされる場合であっても、少なからず環境への負荷を生じ、また、多額の経済的コストがかかりますので、廃棄物を発生、排出させないことや、使用された製品等を再び使用することが効果的です。

あらためて、3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、2R（リデュース、リユース）の取組みの重要性を再認識し、市民や事業者の自主的なごみの発生・排出抑制、再利用の取組みを促進する施策や、啓発活動を推進することが重要です。

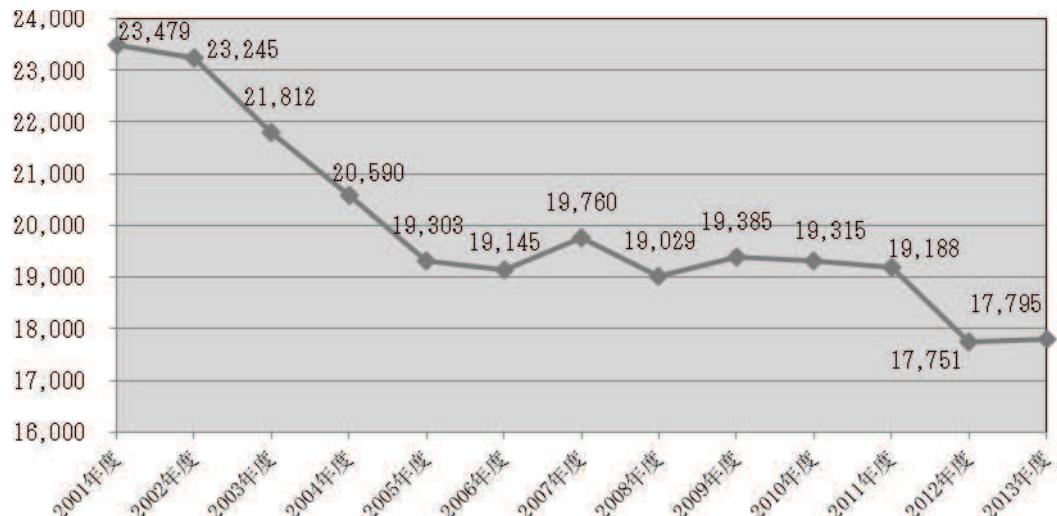


生ごみ処理容器の例：バクテリア de キエーロ

## 施策の方向

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課）
  - ・ごみの発生・排出抑制の意識付けを図る（資源循環課）
  - ・事業系ごみ処理はごみ処理原価を踏まえ適正な手数料水準になるよう適切な時期に見直しを図る。（資源循環課）
  - ・生ごみの資源化・減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理容器の一層の普及を図る（資源循環課）
  - ・市民との協働により発生・排出抑制、再利用の啓発をすすめる（資源循環課）
  - ・公共施設、公共事業から発生する廃棄物の発生・排出抑制を図る（各課）

### <ごみの総排出量の推移>



### <生ごみ処理容器等購入費助成台数> (単位：台)

種類	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
コンポスト容器	19	9	5	11	6
EM 処理容器	12	17	6	10	8
電動処理器	40	28	19	28	22
キエーロ	13	43	36	65	247
その他	2	6	1	5	12
合計	86	103	67	119	295

## 2 資源の再生利用～リサイクル～

### 現　況

本市の分別収集は、燃やすごみ、不燃ごみ、ペットボトル、容器包装プラスチック、あき缶・あきびん、紙・布類、粗大ごみの7分別となっています。

ペットボトル、容器包装プラスチック、あき缶・あきびんの4品目は、環境クリーンセンターの中間処理施設で異物の除去、選別、圧縮・梱包等の処理を行った後、リサイクル事業者に引き渡し、資源化をしています。紙・布類は、集団資源回収または市の委託により、民間事業者が収集、運搬、資源化処理を行い、不燃ごみ、粗大ごみは、環境クリーンセンターの粗大ごみ処理施設で破碎処理し、一部の鉄くずを回収して資源化しています。

2013年度（平成25年度）からは、最終処分量の多くを占めている焼却残さやガラスくずの資源化を実施し、2014年（平成26年）9月からは「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、使用済みの小型家電の回収を実施しています。

2015年（平成27年）10月には、家庭ごみ処理の有料化にあわせて、燃やすごみの約15%を占める植木剪定枝を新たな資源化品目として分別収集の対象とします。

さらに、ごみ収集体制の見直しと分別収集品目の拡大を図ることも計画しています。

### 課　題

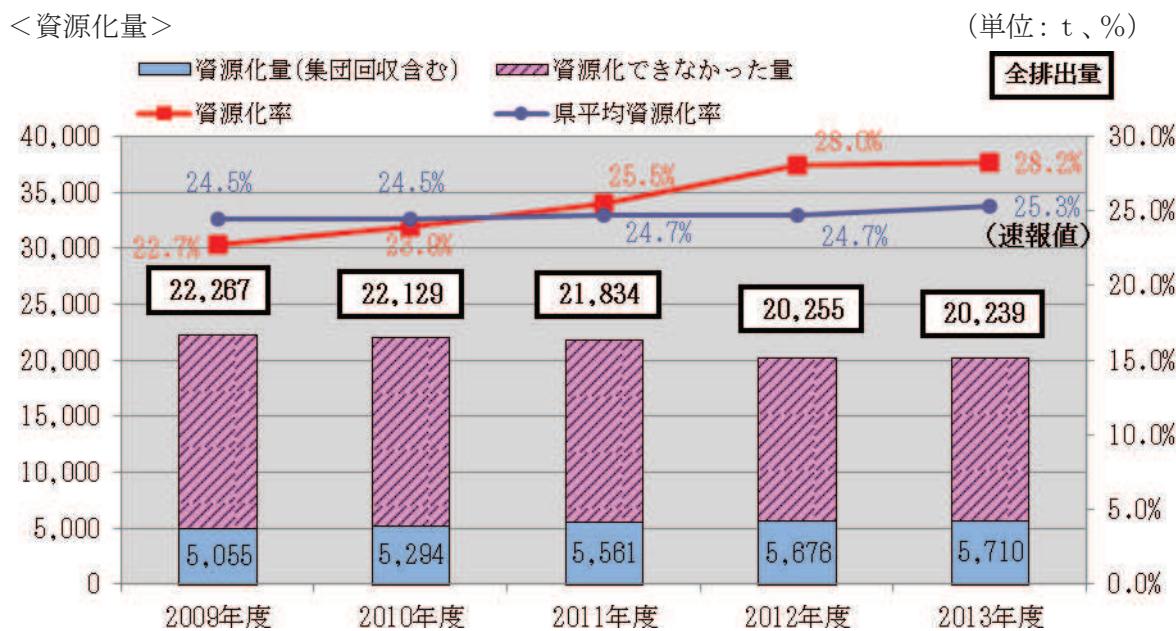
容器包装プラスチックは、異物や著しく汚れたものなど不適物の混入が多く、また、紙・布類のミックスペーパーについては、依然として誤解や理解不足が多くみられるため、市民に対する分別方法の周知啓発の強化が必要です。

特に、燃やすごみの約30%を紙ごみが占めていることから、紙ごみの分別意識の向上と分別排出の徹底を図ることが喫緊の課題です。

資源化処理の過程におけるロス（廃棄物の発生）を減らし、資源化効率の向上を図っていくとともに、新たな分別収集品目、資源化品目の拡大に継続的に取組み、廃棄物を貴重な資源として一層有効活用していくことが求められます。

### 施策の方向

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課）
  - ・ 分別収集品目の拡大、新たな資源化品目の検討を進め、資源化率（資源化量の総発生ごみ量に占める割合）を高める（資源循環課）
  - ・ 資源物の分別意識の向上と分別排出の徹底を図る（資源循環課）
  - ・ 資源回収奨励金制度の合理化、活性化による資源化の促進を図る（資源循環課）
  - ・ 市民との協働により資源ごみの分別徹底の啓発をすすめる（資源循環課）
  - ・ 公共施設、事業から発生する資源ごみの分別の徹底を図る（各課）



\* 資源化率：資源化した廃棄物合計の全排出量の割合

＜焼却灰量・最終処分量の推移＞ (単位: t)

項目	主灰	飛灰	計	不燃ごみ残さ	最終処分量
2009 年度	2,335	366	2,701	345	3,046
2010 年度	2,379	312	2,691	356	3,047
2011 年度	2,222	320	2,542	357	2,899
2012 年度	1,377	216	1,593	309	1,902
* : 近隣市に燃やすごみを搬出しなかった場合 (試算)			2,239	309	2,548
2013 年度	1,634	279	1,913	432	2,345

◎用語解説◎

\* 主灰

ごみを燃やした後に出る燃えがら

\* 飛灰

ろ過式集じん器 (バグフィルター) で 取れた細かいほこり状の灰

### 3 適正処理

#### 現　況

市では、池子4丁目地内に汚物処理場・ごみ焼却場として一般廃棄物の中間処理、最終処分を実施する逗子市清掃センター（環境クリーンセンター）を設置し、一般廃棄物の処理・処分を行ってきました。

逗子市では、分別品目ごとの回収日を定め、市内約1,000か所のごみステーションから収集し、燃やすごみは焼却施設で、不燃ごみ・粗大ごみは粗大ごみ処理施設で、あき缶・あきびん類はあき缶・あきびん選別処理施設で、容器包装プラスチックは容器包装プラスチック選別処理施設で、ペットボトルはペットボトルストックヤード施設でそれぞれ処理を行っています。

焼却施設では、ダイオキシン類等の有害物質について、2000年度（平成12年度）から2002年度（平成14年度）にかけて、対策工事（バグフィルターの設置等）を実施し、関係法令による基準を下回るよう測定監視を継続しています。さらに、施設の長寿命化のための大規模改修（基幹改良工事）を2011年度（平成23年度）から2013年度（平成25年度）にかけて実施しました。

最終処分場の残余容量が限界に近づいてきていますが、今後、新たな最終処分場を市内に造ることは非常に困難です。

#### 課　題

廃棄物については、依然として分別されていないなどルール違反が多く見受けられ、ごみの減量化・資源化はもとより、更なる分別排出の徹底を図る必要があります。

環境クリーンセンターでは、粗大ごみ処理施設の老朽化や機械選別の精度の低下などから、施設の更新に向けた検討が必要です。

また、あき缶・あきびん選別処理施設では、ガラス残さが多量に発生しています。

粗大ごみ処理施設やその他の資源化施設の更新・維持管理計画の更新にあたっては、逗子市一般廃棄物処理基本計画に基づき、喫緊の課題である最終処分量の減量と環境負荷の低減に取り組み、十分に廃棄物の排出抑制が図られた段階で、施設規模等を検討してまいります。

<逗子市環境クリーンセンター>



### 施策の方向

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種施策を展開する（資源循環課・環境クリーンセンター）
  - ・ごみ分別の徹底について、さらなる意識啓発をはかる（資源循環課・環境クリーンセンター）
  - ・環境クリーンセンターを適正に稼働し、ダイオキシン類等の有害物質について、関係法令による基準を下回るよう測定監視を続け、適切に情報を公開する（環境クリーンセンター）
  - ・環境クリーンセンターの各処理施設について、計画的な修繕及び更新を実施し、適正な稼働を維持する（環境クリーンセンター）

＜ごみ分別マナー違反推移（ダメシール、迷惑シール）＞ （単位：枚）

種類	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
ダメシール・赤	443	484	531	846	620
迷惑シール・黄	17,505	18,579	18,841	18,112	16,384

＜各種設備の設置年、最終更新年＞

設備	設置年	最終更新年
焼却施設	1968年	1981年
粗大ごみ処理施設	1979年	—
容器包装プラスチック選別処理施設	2004年	2010年
びんかん選別施設	1994年	—
ペットボトルストックヤード施設	1999年	—
最終処分場	1982年	1992年

◎用語解説◎

\*ダメシール・赤

市が収集しないごみ

\*迷惑シール・黄

収集日や分別を間違えたごみ

### 第三節 温室効果ガス排出の少ないまち

#### 1 省エネルギーの推進

##### 現　況

二酸化炭素に代表される温室効果ガス等による地球温暖化は地球規模で取り組むべき問題ではありますが、市においても、市民・事業者と一体となって取り組む必要があります。

市では、2008年（平成20年）に「逗子市地球温暖化対策実行計画」を策定し、環境に配慮した行動に取り組んでまいりましたが、市が排出する温室効果ガスの量は、2013年度（平成25年度）時点で2007年度（平成19年度）に対して増加しており、引き続き、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいきます。

一方、市以外が排出させる温室効果ガスの量に目を向けると、市内には大規模な工場等はありませんので、電気、ガス等のエネルギー利用や、自動車の利用に伴うガソリン等の燃焼、水道の利用、廃棄物の焼却等、市民一人一人の生活に起因するものが中心となっています。

については、自動車社会から「歩行者と自転車を優先するまち」への転換を目指して、2009年度（平成21年度）から市民と共にワークショップ、啓発イベント等を実施しています。

##### 課　題

市全体が、環境に配慮したライフスタイルを実施するきっかけとなるよう、引き続き、意識啓発に取り組んでいく必要があります。

また、設備についても、温室効果ガス排出量削減を加速させるべく、環境に配慮した省エネルギー型の住宅やオフィスへの更新を市民・事業者に促していくためには、さらなる意識啓発や支援も必要になります。

逗子市交通計画等の関連計画と整合をとりつつ、過度な自動車依存から脱却し、より温室効果ガス排出量の少ない移動手段である公共交通の積極的な利用、自転車、徒歩への転換をすすめるため、近隣自治体や関係機関とも連携して、施策にも取り組んでいく必要があります。

##### 施策の方向

- 「逗子市地球温暖化対策実行計画」の達成に向け、施策に取り組む（環境管理課）
- 市民・事業者の温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを促進するため意識啓発・支援を実施する（環境管理課）
- 「歩行者と自転車を優先するまち」に向け、市民と協働で施策に取り組む（生活安全課・環境管理課）

## &lt;日本の温室効果ガス排出量内訳（国・2012年度（平成24年度））&gt;

ガス	起源	部門	量(t-CO <sub>2</sub> /年)	シェア(%)
二酸化炭素	エネルギー起源	産業部門	419	89.7
		運輸部門	230	
		業務その他部門	248	
		家庭部門	189	
		エネルギー転換部門	87.4	
	非エネルギー起源		67.6	5.2
メタン			20.3	1.6
一酸化二窒素			21.6	1.7
代替フロンガス			25.1	1.9

出典：環境省報道発表（2013年（平成25年）4月12日）より作成

## &lt;電力需要の推移（逗子市）&gt; (単位 電力需要量:kWh/年、世帯数:世帯)

項目	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
電力需要量*1	125,827,660	132,184,083	123,671,873	121,128,447	119,382,657
世帯数*2	24,088	23,844	24,023	24,018	24,082

出典：\*1 東京電力(株)藤沢支社調べ(藤沢支社管内各行政公表の世帯数を基に得た『参考値』です。)

\*2 「統計すし」より

## &lt;自動車登録台数の推移（逗子市）&gt;

項目	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
乗用車	16,343	16,203	16,305	16,160	16,044
軽自動車	4,019	4,139	4,227	4,355	4,547
乗合・貨物自動車	749	722	701	682	691
二輪車	822	828	827	843	826
その他	246	246	226	227	227
合計	22,179	22,138	22,286	22,267	22,335

出典：関東運輸局神奈川運輸支局

## 2 再生可能エネルギーの利用促進

### 現　況

我が国における温室効果ガス排出量の約9割はエネルギー起源によるものであり、温室効果ガス排出量を削減するため、また、住民生活の基盤となる電力等のインフラを強固にしていくためには、再生可能エネルギー設備等の導入を促進することが重要です。

逗子市においては、これまでも公共施設における再生可能エネルギー設備の設置を進めしており、市庁舎、市立体育館（逗子アリーナ）、市立小中学校8校全ての屋上に太陽光発電システムを設置しました。

また、災害時の緊急電源として、第一運動公園内体験学習施設スマイルや、沼間公民館にも太陽光発電システムを設置しています。

一方、市民の再生可能エネルギー設備導入の支援として、2003年度（平成15年度）から2013年度（平成25年度）まで、太陽光発電設置システム設置に係る補助制度を運用し、2014年度（平成26年度）には、新たに住宅用スマートエネルギー設備等導入への補助制度を創設しました。

### 課　題

これまでの一極的な電力供給への依存から脱却し、地域としてエネルギーを管理することが必要であり、再生可能エネルギー設備による分散型電源をネットワーク化し、地域における安定的なエネルギー供給体制を整備したスマートコミュニティへの転換が課題となっています。

現在、国、県をはじめ多くの自治体では、これらの地域によるエネルギー管理を進めていくため、企業の研究開発への助成や社会実験を実施しています。市においても、その経済性、地域性にあった再生可能エネルギー設備等の普及促進に取り組んでいく必要があります。

また、老朽化した公共施設の更新や新規施設配置を検討する際には、市自らが再生可能エネルギー設備の導入について、積極的に検討していくことが重要です。

今後は、店舗や事業所など多様な形態の建築物に係るスマートエネルギー設備や、新たな技術開発等にも対応したきめ細やかな支援制度の検討を進め、市民との協働によるイベント等で積極的に意識啓発に努めていく必要があります。

### 施策の方向

- 公共施設の再生可能エネルギー施設を適切に維持管理するとともに、新たな施設を整備する際には、再生可能エネルギー設備の設置を積極的に検討する（各施設の所管課）
- 市民の再生可能エネルギー設備導入に向けた意識啓発、支援を実施する（環境管理課）

## ◎用語集◎

## \*HEMS

家庭向けのエネルギー管理の仕組み、あるいはそのサービス。家電や電気自動車などを通信でつなぎエネルギー消費を可視化し、適切なアドバイスを提供してエネルギー消費の最適化を図る。Home Energy Management Systemの略。

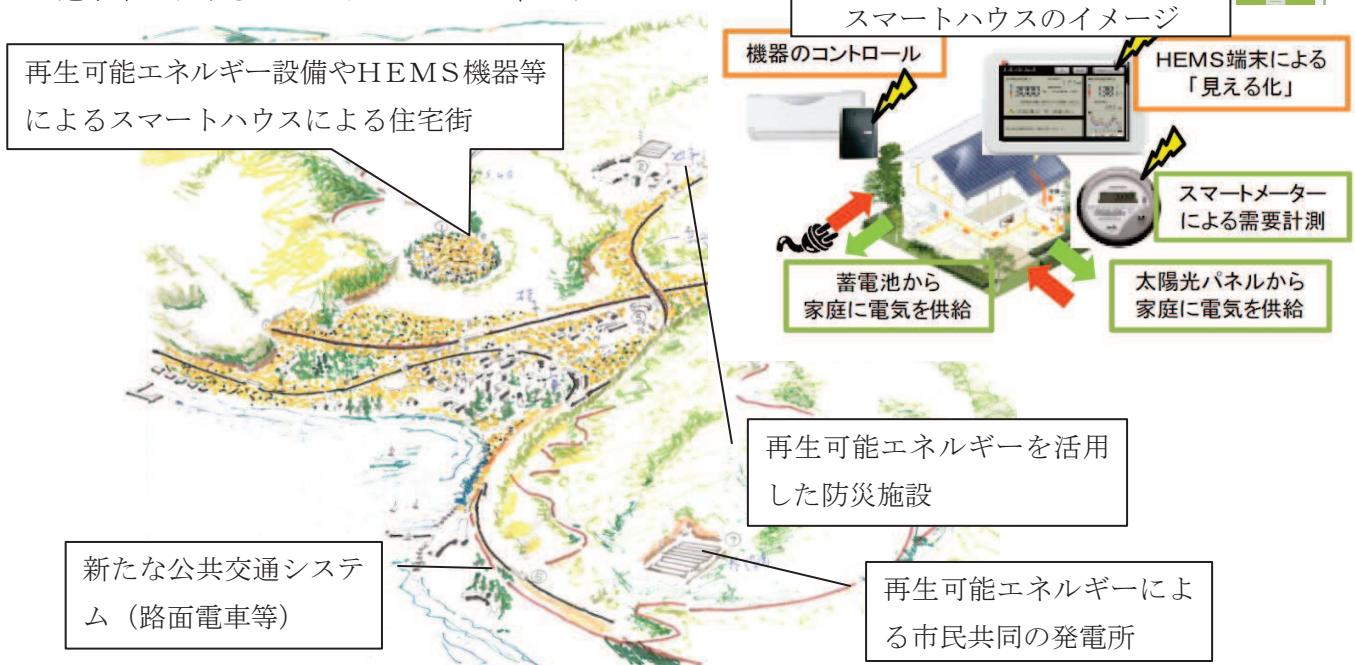
## \*再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律において「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。

## \*スマートコミュニティ

化石燃料や原子力などによる大規模発電所が、各家庭や工場などの需要側に送配電する従来のシステムに対し、需要側でも最大限に再生可能エネルギーなどの分散型電源を取り込み、供給側と需要側の双方で管理する電力の新しい系統制御を行う社会を示す。

## &lt;逗子市におけるスマートコミュニティのイメージ&gt;



## &lt;市内の太陽光発電システム設置数及び補助件数&gt; (単位 件数：件、発電量：kWh)

項目	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
市内設置件数	34	50	69	153	111
補助	件数	17	31	54	93
実績	発電量	54.35	118.85	220.37	382.75
					222.53

出典 (市内設置件数) : 東京電力(株)藤沢支社調べ

## 第四節 暮らしと景観に配慮したまち

### 1 良好的な景観

#### 現　況

市は、2006年（平成18年）に「逗子市景観条例」、「逗子市景観計画」を策定し、逗子の特性が生かされた良好な景観を守り、育て、つくり、将来に継承させるために、市民参加の下、豊かな景観の実現を図り、潤いと安らぎのあるまちづくりを進めてきました。

一定規模以上の開発行為、建築行為等を実施する際には、学識経験者によって構成する逗子市景観審査委員会の意見を聞きながら、事業者に指導をしています。

市は、良好な景観の形成に関する方針を定めるとともに、特に逗子市の貴重な景観特性が象徴的に現れ、また、都市計画上重要な役割を担う場所として、良好な景観形成が特に必要とされる3地区を景観形成重点地区に定め、地区住民や事業者とのワークショップ等を重ね、景観形成重点地区ごとの景観形成の方針や基準の整備を進めてきました。

また、2007年（平成19年）には歴史的景観保全地区内に位置する旧脇村邸を景観重要建造物に指定しました。

一方、地域にとって景観形成上大きな影響を与える公共施設については、施設の整備の際に景観審査委員会の意見を聞くこととし、市が先導的に景観に配慮した整備を進める体制を整え、特に市民に親しまれている田越川、逗子海岸、国道134号線及び逗子駅周辺の商店街の通り等については、2013年（平成25年）度に景観重要公共施設に指定し、景観形成の方針を定めています。

#### 課　題

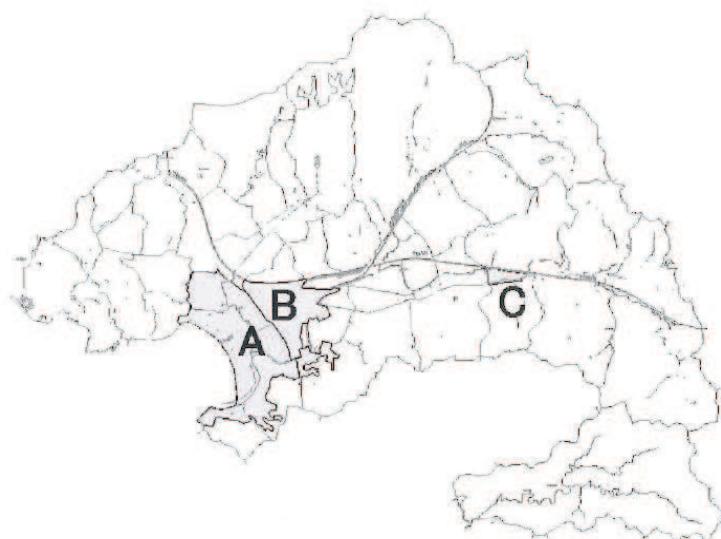
これまで整備してきた「逗子市景観条例」、「逗子市景観計画」等の制度を適切に運用しつつ、2013年度（平成25年度）に策定した市民との協働による逗子の景観にふさわしい新たなデザインコードを活用し、逗子市にとって重要な景観要素である、豊かな自然景観やそれに溶け込む良好なまちなみの保全、逗子らしい新たな景観の創造に取り組んでいきます。

#### 施策の方向

- 「逗子市景観条例」、「逗子市景観計画」等を適正に運用、実施する（まちづくり課）
  - ・建築物の景観配慮指導等を通じて、逗子らしいまちなみの保全及び創造に努める（まちづくり課）
  - ・関係機関と協議し、景観に配慮した公共施設の整備を推進する（まちづくり課）
  - ・市民との協働で開催するイベント等にて、景観に対する市民・事業者の意識啓発に努める（まちづくり課）

## &lt;景観形成重点地区における事業について&gt;

地区名	目的・目標	結果
A 歴史的景観保全地区	景観形成を考える上で先導的に取り組むべき地区として景観計画に位置付けたもの。歴史ある風景の佇まいの未来への継承、現存する歴史的建造物の保全活用等を方針として掲げている。	2010年（平成22年）3月に景観形成重点地区（1地区目）として歴史的景観保全地区的景観形成基準、景観形成の方針及びガイドラインを策定した。
B 逗子駅周辺地区	景観形成を考える上で先導的に取り組むべき地区として景観計画に位置付けたもの。逗子の玄関口に相応しい、風格と賑わいのある景観の形成等を目的とする。	2011年（平成24年）10月に2地区目、3地区目として、景観形成基準、景観形成の方針及びガイドラインを策定した。
C 東逗子駅周辺地区	景観形成を考える上で先導的に取り組むべき地区として景観計画に位置付けたもの。逗子の東の拠点として施設整備と併せて潤い、賑わい、親しみを目標に景観の形成を図る。	



## &lt;景観重要建造物 旧脇村邸&gt;



(正面玄関)



(保存活動の様子)

## 2 暮らしのための基盤整備

### 現　況

市は、豊富な自然環境、交通面での利便性等による恵まれた生活環境があり、この居住環境を守っていくため、「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」、「逗子市まちづくり条例」を制定し、逗子市に適した土地利用がなされるよう、市民への周知、事業者への指導をしてきました。

また、市では地域住民による自主的なまちづくり協議が盛んであり、「逗子市まちづくり条例」に基づく地区まちづくり協議会への支援などを通じ、地域ごとの特性を生かした街並みの形成に向けて取り組んでまいりました。

一方で、高齢化率の進行や社会ニーズの多様化に対応するため、2000年度（平成12年度）にミニバスの運行を開始するなど、交通事業者と協力して、公共交通機関の充実を図ってきました。

なお、生活の基盤となる道路環境については、逗子市には狭あいな道路が多く、高齢者をはじめとした歩行者の安全性を確保するため、「逗子市交通バリアフリー基本構想」に基づき市内道路整備に取り組んでいます。

### 課　題

住宅都市として求められる機能は多様化しており、特に、高齢化社会に対応したバリアフリー機能を持ち、災害に強い、だれもが安全に安心して生活できる環境への要望が強くなっています。

市においては、恵まれた自然環境とのふれあいの場を残すこと、財政的な負担のかかる大規模な工事等が難しいこと等とバランスを取りながら、市民の居住環境における安全、安心を守っていくことが必要です。

### 施策の方向

- 「逗子市まちづくり条例」、「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」などを適正に運用し、適正な土地利用を誘導する（まちづくり課）
- 狭あい道路の整備を進めるとともに、「逗子市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、安全安心に移動できる道路整備を進める（都市整備課）
- ミニバス等の新たな交通システムの検討に取り組む（環境管理課）
- 関係機関とともに、急傾斜地の整備を進める（都市整備課）

## &lt;逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例手続き件数等&gt;

条例	項目	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
逗子市まちづくり条例	開発件数	3 件	5 件	2 件	3 件	2 件
	建築件数	3 件	3 件	4 件	1 件	1 件
逗子市の良好な都市環境をつくる条例	件数	3 件	5 件	3 件	2 件	1 件
	開発面積	1,996.30 m <sup>2</sup>	12,954.35 m <sup>2</sup>	7,699.63 m <sup>2</sup>	1,909.38 m <sup>2</sup>	600.60 m <sup>2</sup>
	緑地面積	407.28 m <sup>2</sup>	6,571.52 m <sup>2</sup>	2,486.79 m <sup>2</sup>	402.13 m <sup>2</sup>	133.55 m <sup>2</sup>
緑地率	20.4%	50.7%	32.3%	21.1%	22.2%	

\* 逗子市まちづくり条例手続き件数は、協定を締結したものであり、逗子市の良好な都市環境をつくる条例の緑地面積は、保全された緑地と新たに設置された緑地の合計面積

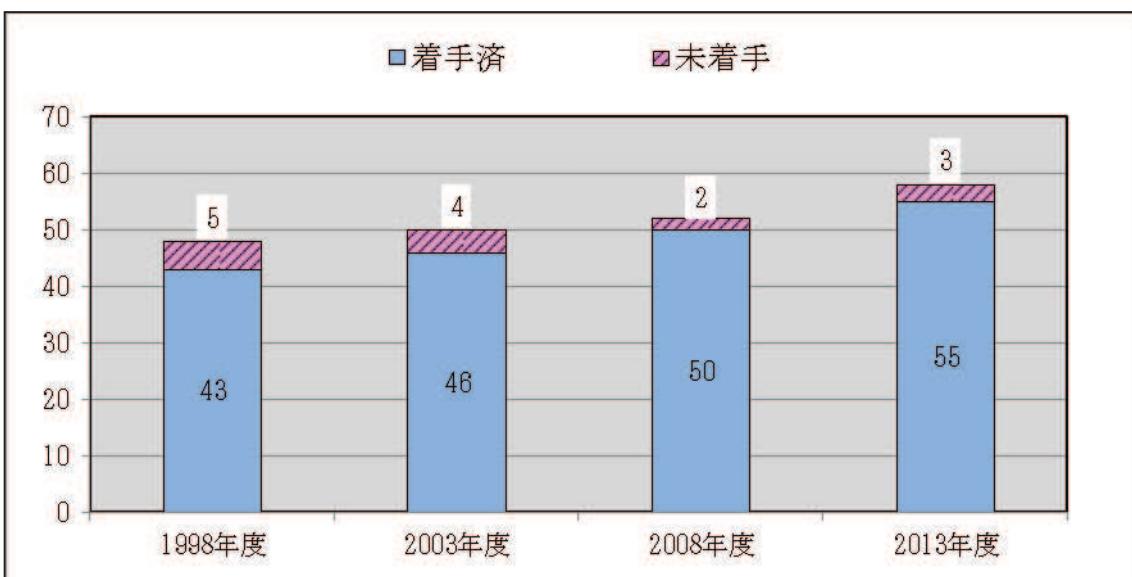
## &lt;狭あい道路の拡幅延長&gt;

(単位：メートル)

年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
拡幅延長	71	289	225	253	73

## &lt;急傾斜地崩壊危険区域の指定数等（累計）&gt;

(単位：箇所)



## ◎用語集◎

## \*急傾斜地崩壊危険区域

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）による災害から住民の生命を保護するため、がけ崩れを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、急傾斜地崩壊防止工事を行う必要がある土地のことで、県知事が指定し、崩壊防止工事を施工します。

### 3 生活環境の諸問題

#### 現　況

わたしたちの生活を取り巻く様々な環境は、関係法令基準内の良好な生活環境で維持される必要があります。

大気汚染の主な発生源は、工場や事業所、自動車等です。

市には大規模な事業場や工場等の固定発生源が少ないとから、自動車から排出される排出ガスが発生源の多くを占めるものと思われますので、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき、駐車場管理者への指導等により、アイドリングストップ対策等の啓発を進めてきました。

水質・土壤の保全、化学物質による環境汚染については、逗子市では、公共下水道の高い普及率や、大規模な工場等がないことから良好な環境が保たれています。

また、日常生活の様々な場面で発生する騒音や振動、生活排水やごみの不法投棄、自動車からの排出ガスなどによる悪臭等の問題もあります。

これらの問題は、個人の感じ方や生活習慣の違いから生じることもあり、市民一人一人が、マナーを守って、近隣へ迷惑をかけないように配慮をすることで解決する場合も少なくありません。

#### 課　題

市では、引き続き関係機関と連携して、大気、水質等の環境の実態把握に努めるとともに、連携した取り組みを実施していく必要があります。

また、環境負荷の軽減、交通渋滞や事故発生の低減を目的として、ソフト手法も含めた交通の分散化を進めることにより、過度な自動車依存からの脱却した「楽しく歩ける環境づくり」を目指しており、「逗子市交通計画」や「歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン」等に基づき、関係機関や市民団体との協働による各種施策を実施していくとともに、より一層の啓発活動等に取り組んでいく必要があります。

#### 施策の方向

- 生活環境の諸問題について、関係機関と連携して、監視、測定し、実態の把握、市民への意識啓発に努めるとともに、問題が発生した場合は、速やかに対応する（生活安全課、河川下水道課）
- 環境クリーンセンターを適正に稼働し、ダイオキシン類等の有害物質について、関係法令による基準を下回るよう測定監視を続け、適切に情報を公開する（環境クリーンセンター）
- 「歩行者と自転車を優先するまち」に向けて、市民と協働して施策に取り組む（生活安全課・環境管理課）

## &lt;大気中の浮遊物質等の経年変化&gt;

(単位 光化学オゾン濃度、二酸化硫黄濃度、二酸化窒素濃度 : PPM、浮遊粒子状物質濃度 : mg/m<sup>3</sup>)

計測対象	2011 年度	2012 年度	2013 年度	法定基準
光化学オゾン濃度	0.042	0.045	0.046	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
浮遊粒子状物質濃度	0.028	0.022	0.020	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
二酸化硫黄濃度	0.003	0.003	—	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること
二酸化窒素濃度	0.014	0.012	0.012	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること

\*市庁舎屋上にて測定。光化学オゾン濃度は日最高 1 時間の年平均値。その他は年平均値

## &lt;水質汚濁状況の推移 (年平均値) &gt;

(単位 : mg/ト<sub>ル</sub>)

計量対象	測定場所	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	法定基準
河川 BOD	渚橋	1.1	1.1	1.1	1.3	0.8	3mg/ト <sub>ル</sub> 以下
海域 COD 【葉山沖】	上層	1.4	1.7	1.4	1.5	1.3	2mg/ト <sub>ル</sub> 以下
	下層	1.0	1.2	1.2	1.3	1.1	
	全層	1.2	1.5	1.3	1.5	1.2	

## &lt;公害苦情の処理件数&gt;

(単位 : 件)

年度	騒音	振動	水質	大気	悪臭	その他	総数
2011 年度	15	0	0	0	8	0	23
2012 年度	9	1	2	1	2	0	15
2013 年度	17	0	5	2	8	0	32

\*苦情は全て年度内に解決済みであり、次年度への繰り越しあり